

資格種類別担当業務内容一覧表（第5段階）

資格名称	技術（専門）部門	選択科目	測 量		土 木 コ ン サ ル タ ン ト																	地質調査 地質調査				
			測量一般	地図 航空測量	河川	港湾	電力土木	道路	鉄道	上下水道	農業土木	森林土木	水産土木	造園	都市計画	地質	土質基礎	鋼構造	トンネル	施工計画	建設環境		機械	電気電子	その他	
測量士			◎	◎	◎																					
測量士補			○	○	○																					
技術士	総合技術監理部門	機械一般並びに機械設計、材料力学、機械力学・制御、動力機械、熱工学、流体工学、交通・物流機械及び建設機械、ロボット、情報・精密機器、材料強度・信頼性、機構ダイナミクス・制御、熱・動力エネルギー機器又は流体機器とするものに限る																				◎		△		
		電気電子一般及び送配電、電気応用、電子応用、情報通信、電気設備又は電力・エネルギーシステムとするものに限る																					◎	△		
		建設一般並びに河川、砂防及び海岸・海洋とするものに限る				◎	○	○	○	○						○	○		○	○	○	○			△	○
		建設一般並びに港湾及び空港とするものに限る				○	◎	○	○	○						○	○		○	○	○	○			△	○
		建設一般及び電力土木とするものに限る				○	○	◎	○	○						○	○		○	○	○	○			△	○
		建設一般及び道路とするものに限る				○	○	○	◎	○						○	○		○	○	○	○			△	○
		建設一般及び鉄道とするものに限る				○	○	○	○	◎						○	○		○	○	○	○			△	○
		建設一般並びに都市及び地方計画とするものに限る				○	○	○	○	○						◎	◎		○	○	○	○			△	○
		建設一般並びに土質及び基礎とするものに限る				○	○	○	○	○						○	○		◎	○	○	○			△	◎
		建設一般並びに鋼構造及びコンクリートとするものに限る				○	○	○	○	○						○	○		○	◎	○	○			△	○
		建設一般及びトンネルとするものに限る				○	○	○	○	○						○	○		○	◎	○	○			△	○
		建設一般並びに施工計画、施工設備及び積算とするものに限る				○	○	○	○	○						○	○		○	○	◎	○			△	○
		建設一般及び建設環境とするものに限る				○	○	○	○	○						○	○		○	○	○	◎			△	○
		上下水道一般並びに上水道及び工業用水道とするものに限る									◎	○													△	
		上下水道一般及び下水道とするものに限る									○	◎													△	
		農業一般及び農業土木、農業農村工学とするものに限る											◎												△	
		森林一般及び森林土木とするものに限る												◎											△	
		水産一般及び水産土木とするものに限る													◎										△	
		情報工学一般とするものに限る																					◎		△	
		応用理学一般及び地質とするものに限る																◎							△	◎
		衛生工学一般及び廃棄物管理、廃棄物・資源循環とするものに限る															◎								△	
	機械部門	機械一般並びに機械設計、材料力学、機械力学・制御、動力機械、熱工学、流体工学、交通・物流機械及び建設機械、ロボット、情報・精密機器、材料強度・信頼性、機構ダイナミクス・制御、熱・動力エネルギー機器又は流体機器とするものに限る																				◎		△		
		電気電子一般及び送配電、電気応用、電子応用、情報通信、電気設備又は電力・エネルギーシステムとするものに限る																					◎		△	
		河川、砂防及び海岸・海洋とするものに限る				◎	○	○	○	○						○	○		○	○	○	○			△	○
		港湾及び空港とするものに限る				○	◎	○	○	○						○	○		○	○	○	○			△	○
		電力土木とするものに限る				○	○	◎	○	○						○	○		○	○	○	○			△	○
		道路とするものに限る				○	○	○	◎	○						○	○		○	○	○	○			△	○
		鉄道とするものに限る				○	○	○	◎							○	○		○	○	○	○			△	○
		都市及び地方計画とするものに限る				○	○	○	○	○						◎	◎		○	○	○	○			△	○
		土質及び基礎とするものに限る				○	○	○	○	○						○	○		◎	○	○	○			△	◎
		鋼構造及びコンクリートとするものに限る				○	○	○	○	○						○	○		○	◎	○	○			△	○
		トンネルとするものに限る				○	○	○	○	○						○	○		○	○	◎	○			△	○
		施工計画、施工設備及び積算とするものに限る				○	○	○	○	○						○	○		○	○	◎	○			△	○
		建設環境とするものに限る				○	○	○	○	○						○	○		○	○	○	◎			△	○
		上下水道部門	上水道及び工業用水道、下水道とするものに限る								◎	◎													△	
		農業部門	農業土木、農業農村工学とするものに限る										◎												△	
森林部門	森林土木とするものに限る											◎											△			
水産部門	水産土木とするものに限る												◎										△			
情報工学部門	特定なし																				◎		△			
応用理学部門	地質とするものに限る															◎							△	◎		
衛生工学部門	廃棄物管理、廃棄物・資源循環とするものに限る														◎								△			
R C C M	河川、砂防及び海岸・海洋				◎																			△		
	港湾及び空港					◎																		△		
	電力土木						◎																	△		
	道路							◎																△		
	鉄道								◎															△		
	上水道及び工業用水道									◎														△		
	下水道										◎													△		
	農業土木											◎												△		
	森林土木												◎											△		
	水産土木													◎										△		
	造園															◎								△		
	都市計画及び地方計画																◎							△		
	地質																	◎						△		
	土質及び基礎																		◎					△		
	鋼構造及びコンクリート																			◎				△		
	トンネル																				◎			△		
	施工計画、施工設備及び積算																					◎		△		
	建設環境																						◎	△		
	機械																							△		
	電気電子																							△		
廃棄物																							△			
地質調査技士																							△			
認定技術管理者																							△			

「◎」は照査技術者及び管理技術者になれる資格とする。

「○」は照査技術者のみになれる資格。（測量については、管理技術者のみになれる資格。）

「△」は業務の内容により特記仕様書に必要な資格を指示するもの。

「☆」は建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）及び地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）により登録した部門に限り、管理・照査技術者になれる。